

滋賀県の環境政策の方向性 ～第五次滋賀県環境総合計画について～

本県が有する琵琶湖をはじめとした豊かな環境を保全・再生し、次の世代に引き継いでいくためには、相互に関連し合う様々な環境課題に対して、総合的かつ計画的に環境保全施策を展開していく必要があります。

そのため本県では、平成31年3月に、第五次滋賀県環境総合計画（計画期間：令和元年度～令和12年度の12年間。以下「第五次計画」といいます。）を定め、目指すべき将来像や基本目標などを示し、第1章以降に掲載する各分野の計画や具体的な施策を展開しています。

目指すべき将来像

琵琶湖をとりまく環境の恵みと いのちを育む
持続可能で活力あふれる循環共生型社会

第五次計画では、目指すべき将来像を「琵琶湖をとりまく環境の恵みと いのちを育む持続可能で活力あふれる循環共生型社会」としています。

環境に影響を与える要因は、複雑化・多様化してきており、その一因として、経済・社会の中で自然の恵みが十分に活用されなくなってきたことにより、あらゆる物質の健全な循環が滞ってきていることが考えられます。

このため、これまでの「**いかに環境負荷を抑制するか**」という視点だけでなく、人間が「**いかに適切に環境に関わるか**」という、より広い視点を取り入れ、計画の目標を

「**環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環の構築**」 としています。

この「健全な循環」とは、里山や琵琶湖の周辺などにおいて成り立ってきた、森林資源や在来魚介類などの地域資源を地域社会の経済システムの中で健全に利用する自立・分散型の循環を基礎として、地域資源を介して異なる地域が相互に支え合う関係をいいます。そこでは、人、財、製品、サービスなどが地域内で循環しているだけでなく、地域間で行き交っています。



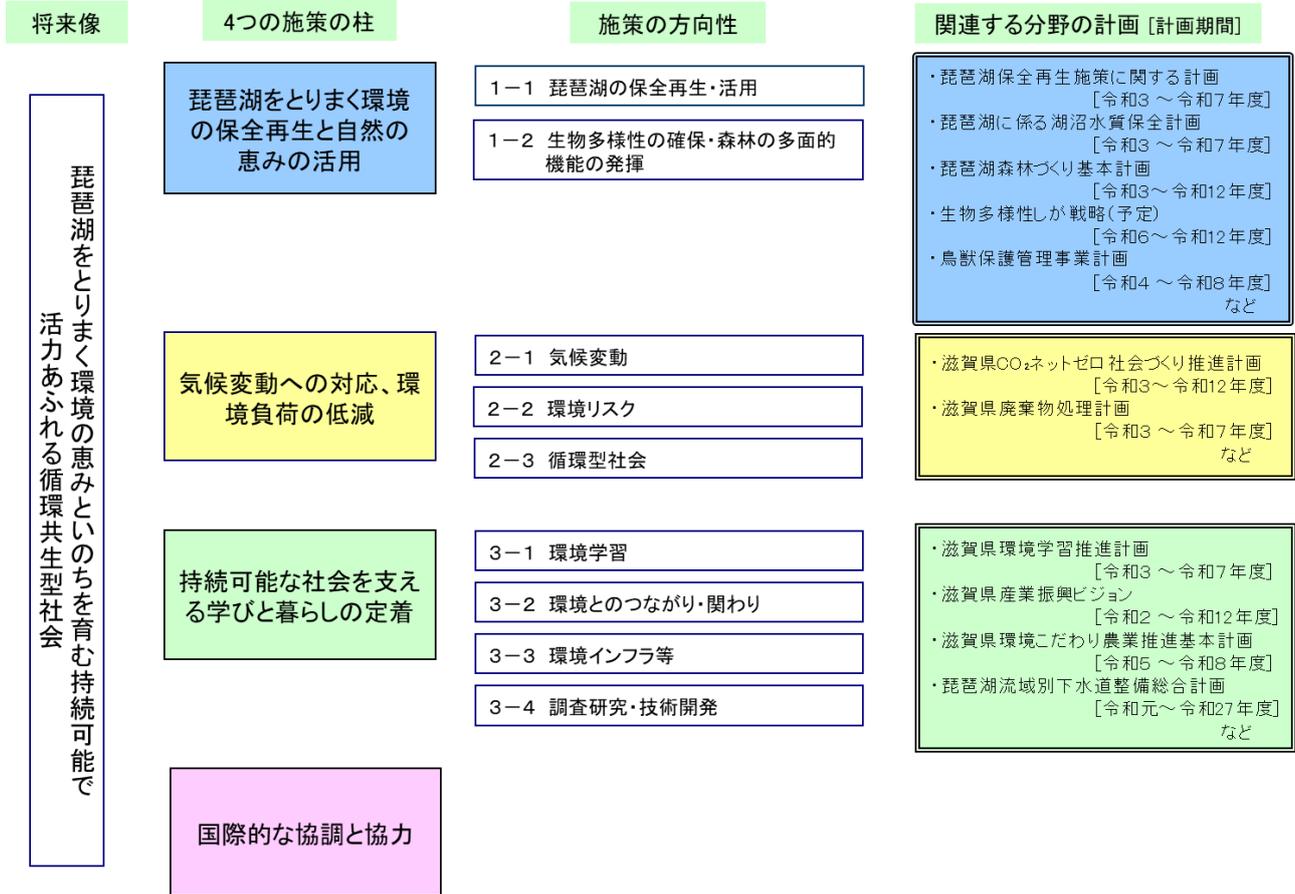
環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環

取組の方向性

目指すべき将来像を実現するため、環境・経済・社会を統合的に捉える「持続可能な開発目標 (SDGs)」の考え方を踏まえ、「生態系・自然界における循環」のもとで生み出される自然の恵みを「経済・社会活動」において適切に活用する必要があります。

本計画では、＜共生＞＜守る・活かす・支える＞＜協働＞の三つの視点を通して、4つの施策の柱のもと、10の分野ごとに「施策の方向性」を定め、分野別の施策・取組を着実に進めていきます。

また、異なる分野の施策間の関係性を認識し、分野をまたいだより一層の連携によって施策・取組の相乗効果を高めていくことが必要と考えています。



持続可能な開発目標 (SDGs) とマザーレイクゴールズ (MLGs) とは

持続可能な開発目標 (SDGs: Sustainable Development Goals) とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。17の目標と169のターゲットから構成され、「経済」「社会」「環境」のバランスを取りながら持続可能な世界を実現するための目標です。

マザーレイクゴールズ (MLGs) とは、「琵琶湖」を切り口とした2030年の持続可能社会への目標 (ゴール) であり、「琵琶湖版のSDGs」として、独自に13のゴールを設定しています。琵琶湖を通じてSDGsをアクションまで落とし込む仕組みがMLGsであり、MLGsの取組はSDGsの達成に貢献するとともに、石けん運動以来40年にわたる県民等多様な主体による活動がSDGsにつながっていることを発見する仕組みとも言えます。

本書では、施策の方向性の各章に関連するSDGs・MLGsを示しています。



第五次滋賀県環境総合計画の進捗状況の点検

第五次計画は、本県の環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画であり、環境に係る各分野別計画等に施策の基本的方向性を付与するものとして位置づけています。

第五次計画の進捗状況の点検については、p14～p15 に示す評価指標を踏まえ、共生・守る・活かす・支える・協働の施策展開の3つの視点および次に掲げる観点から総合的に点検します。

点検に当たっての観点 ・ 地域資源の適切な活用 ・ 環境負荷の削減 ・ 環境への投資・貢献

● 施策の柱の点検結果（令和5年度末時点）

■ 1 琵琶湖をとりまく環境の保全再生と自然の恵みの活用

【地域資源の適切な活用】

- ・ ホンモロコなど一部の魚種の資源量は回復傾向にあるものの、アユ資源の不安定化、湖魚に対する需要の低迷および漁業の担い手の減少等の要因もあり、外来魚を除く琵琶湖漁業の漁獲量については、平成23年以降1,000tを割り込んでいる状態が続いています。
- ・ 琵琶湖南湖の水草繁茂について、継続的な刈り取りおよび除去の効果もあり、近年は比較的抑制された状況で推移してきていますが、気象条件等により変動する年もあります。刈取除去した水草の堆肥化や、企業が取り組む有効利用の新技术開発の支援を行い、水草の活用に取り組んでいます。
- ・ 県産材の素材生産量は、長期的に見れば増加傾向にあるものの、計画的な施業集約化や間伐等の森林整備が進まず、令和5年度は昨年を若干上回ったが、ここ数年は伸び悩んでいます。滋賀県の森林は、戦後植栽の人工林を中心に、その多くが伐期を迎え充実してきていることから、これらの森林資源の循環利用に取り組み、間伐等の森林整備を確保するとともに、伐採・再造林による適切な更新を行うことで、引き続き県産材の安定的な生産・活用と多面的機能の持続的な発揮を図る必要があります。これらに係る“なりわい”の担い手のニーズ等も踏まえ、継続的な地域資源の活用に向けた施策へ注力することが必要です。

【環境負荷の削減】

- ・ 琵琶湖の水質に係る環境基準の達成状況は、北湖の全窒素および全りん等で令和4年度に引き続き環境基準を達成しました。一方で、南湖の全窒素や全りん等は未だに環境基準を達成できていない状況です。また、近年、全層循環の未完了やその遅れが確認されるなど、気候変動の影響と思われる現象が生じていることから、引き続き水質変動等に注視していく必要があります。
- ・ 本県の令和5年度の環境こだわり農産物栽培面積は13,248haであり、栽培が最も多い米では作付面積の46%で取り組まれています。

【環境への投資・貢献】

- ・ 琵琶湖に生育する侵略的外来水生植物のオオバナミズキンバイやナガエツルノゲイトウの残存生育面積は、ピークである平成27年度末には約23haに達しましたが、令和2年度以降は、5ha前後の低密度状態を維持していました。しかし、令和4年度以降は伊庭内湖やヨシ植栽地内部等で繁茂した結果、令和5年度末の残存面積が約17.4haに増加しました。引き続き巡回・監視・駆除による分散リスクを踏まえたメリハリのある対策を進め、低密度状態を維持していくことが必要です。
- ・ しが生物多様性取組認証制度では、令和6年4月で62者を認証しており、自然資本を守り活かす経済活動を推進しています。
- ・ 除間伐を実施した森林の面積は、1,674haで近年横ばい傾向となっています。森林の多面的機能の持続可能な発揮のため、引き続き計画的な除間伐を行うとともに、主伐・再造林により森林資源の循環を促進することが必要です。
- ・ 中山間地域等において多面的機能が維持されている農用地の面積について、前年度比で約38ha増加し、2,576haで農用地の保全活動が行われ、令和5年度の目標値2,460haを達成しました。

【全体】

水草対策、外来動植物対策、水源林の整備・保全、在来魚介類の回復に向けた取組等を部局横断的に進めており、一定の前進はあるものの、気候変動の影響と思われる現象が生じるなど、解決までの道のりがより複雑になってきています。琵琶湖やそれを取り巻く森、川、里が抱える課題の解決に向けて、取組をさらに深化させていく必要があります。

また、ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現に向けて、令和6年3月に策定した「生物多様性しが戦略2024～自然・人・社会の三方よし～」に基づき、本県における生物多様性の保全や自然資源の持続可能な利活用の取組をより一層推進していきます。

引き続き、これらの琵琶湖を「守る」取組を着実にを行うとともに、琵琶湖漁業の振興の取組、ICTを活用した森林資源の把握や主伐・再造林を通じた森林資源の循環利用の取組など「活かす」取組をあわせて進める必要があります。

■ 2 気候変動への対応・環境負荷の低減

【地域資源の適切な活用】

- ・再生可能エネルギー導入量は、家庭や事業所への設備導入への支援などにより、令和5年度で103.8万kWとなり、前年度より約2.6%導入が進みました。
今後もより一層地域のポテンシャルを活かした再生可能エネルギーの導入が進むよう、地域で使用するエネルギーを地域で賄う地産地消の仕組みづくりが必要となっています。

【環境負荷の削減】

- ・本県が目指す2050年までの温室効果ガス排出量実質ゼロ、その中間目標とした2030年度での50%削減（平成25年度比）に対して、令和3年度の県域からの温室効果ガス排出量は、事業所等において省エネが進んだことなどから26.0%減の1,052万t（二酸化炭素換算）となり、着実に削減ができています。産業・業務部門については、依然として県域総排出量の約6割を占め、運輸部門については約9割が自動車由来となっています。
- ・水環境については、工場等からの排水規制や事故の未然防止の取組等により、河川と琵琶湖の環境基準（健康項目）を全地点で達成しました。
- ・大気環境の環境基準については、光化学オキシダントは全局で非達成でしたがそれ以外の項目は環境基準を達成しています。
- ・廃棄物の発生抑制や再使用に重点を置いた3Rの推進、適正処理等を進めています。県民1人1日当たりのごみ排出量は、長期的には減少傾向であり、直近においても令和3年度から令和4年度にかけて809gから789gに減少し、本県は京都府に次いで全国で2番目に少ない状況にあります。
- ・食品ロスの問題を認知して削減に取り組む消費者の割合が78.4%（令和5年度）であるなど、食品ロス削減に向けた関心の高さが見られます。
- ・産業廃棄物の最終処分量については、令和4年度が10.1万tとなっており、平成5年度の57万tからは大きく減少し、再生利用率も増加しています。しかしながらここ4年程は、経済活動の活発化等の影響により産業廃棄物の総排出量および最終処分量ともに増加傾向にあるため、引き続き発生抑制、再資源化に向けた取組が必要です。

【環境への投資・貢献】

- ・省エネ製品の生産等を、企業の事業活動を通じたCO₂ネットゼロ社会づくりへの「貢献」と捉え、それら二酸化炭素の削減量（貢献量）を独自に試算しており、令和4年度実績は28.3万tでした。環境への投資や二酸化炭素排出量の削減をさらに進めるため、貢献量もより一層増加させることが必要です。

【全体】

工場等の発生源対策により、環境汚染物質などが要因となる環境リスクは、私たちの生活に概ね支障がない状態で管理されていると考えられます。また、CO₂ネットゼロにつながる取組を行う県民も増加しつつあり、県域からの温室効果ガス排出量の削減は着実に進んでいます。

一方で、2050年CO₂ネットゼロ社会の実現やプラスチックごみ・食品ロスの削減などへの対応が求められていることを踏まえ、温室効果ガス削減の取組やサーキュラーエコノミー（循環経済）への移行に向けた廃棄物の3Rをはじめとする環境負荷低減の取組をより一層推進するとともに、県産材の利用促進や間伐等の森林整備や主伐・再造林による森林吸収源の確保の取組を引き続き進めることが必要です。

■ 3 持続可能な社会を支える学びと暮らしの定着、4 国際的な協調と協力

【地域資源の適切な活用】

- ・「やまの健康」について、市町や団体・住民向け説明会をとおして地域ニーズの掘り起こしなどを実施し、農山村の地域資源を活かした取り組みを实践するモデル地域を5地域選定しました。またモデル地域等が取り組む、地域資源を活かした特産品開発など17のプロジェクトへ支援しました。
- ・「おいしが うれしが」キャンペーン参加店舗数は増加しており、地産地消による地域資源の活用が進んでいます。また、オーガニック農業取組面積は年々拡大しています。

【環境負荷の削減】

- ・滋賀県では、琵琶湖への汚濁負荷を削減するため、早期から下水道の整備を進めており、令和5年度末で県民の93.0%が下水道を利用できる状況にあります。
- ・下水道の適切なストックマネジメントを行うため、10年に1回以上の頻度となるよう計画的に流域下水道の幹線管渠の内部調査を実施しています。令和4年度末に予定通り調査が一巡したことから、引き続き下水道の安定した利用による環境負荷の低減のため、計画的な維持管理を進めていきます。

【環境への投資・貢献】

- ・県民の環境保全行動実施率の経年変化から、これまでの継続的な取り組みにより、県民に高い環境意識が根づいていると言えます。

- ・山地災害危険地区の危険度の高い箇所を中心に災害発生箇所の復旧を優先しながら、治山施設の機能強化や新設をするための必要な投資を行い、2025年に80%以上の地区の整備に向けて計画的かつ効果的に治山事業を実施しました。
- ・琵琶湖環境の保全や持続可能な社会の実現に向けた調査・研究を行い、令和5年度は琵琶湖環境科学研究センターから13件の論文を発表しました。また、科学的知見を活かし、地域住民とともに自然再生に取り組むなどの実証的な研究も進んでいます。
- ・本県で培われた多様な主体の協働による経済発展と環境保全を両立させた総合的な取組「琵琶湖モデル」の海外発信として、令和5年度は、ベトナムに赴き協力関係について協議を行い、また国内でのセミナーで取組事例報告をするなど、下水道技術の海外ビジネスマッチングに繋げるよう活動しました。

【全体】

多くの県民による身近な環境配慮行動の実践、地産地消による地域資源の活用、琵琶湖研究の成果発表など、持続可能な社会を支える学びと暮らしの定着に向けた取組は概ね期待する成果を上げています。

原体験として自然に触れた経験の少ない世代も増えてきていることから、子どもと大人が自然の中での体験を通じて学ぶ場や機会づくりが求められるほか、社会全体で環境に配慮したライフスタイル・ビジネススタイルが定着していくように、きめ細やかな情報提供や普及啓発等を引き続き進める必要があります。

国際的な協調と協力については、経済発展に伴う環境汚染が懸念されるアジア諸国を中心に「琵琶湖モデル」を発信するとともに、行政施策や技術面などで積極的に協力することにより、水環境ビジネスの発展や世界の湖沼保全への貢献につなげていく必要があります。また、持続可能な湖沼流域管理に向けて、世界の人々の意識を啓発し、行動につなげていくため、「世界湖沼の日」制定に向けた取組を推進していきます。

● 総括

4つの施策の柱について「地域資源の適切な活用」「環境負荷の削減」「環境への投資・貢献」の観点から点検を行ったところ、＜共生＞＜守る・活かす・支える＞＜協働＞の視点を通して、計画の目標である「環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環の構築」に向けて着実に取組が進められているものと考えられます。

一方で、気候変動の影響と思われる現象が顕在化するなど環境の現状が変化していくなかで、琵琶湖やそれを取り巻く森、川、里が抱える課題に対応するためには、県民や事業者、行政等の多様な主体が適切に環境と関わるのが重要です。琵琶湖やそれを取り巻く森、川、里が抱える課題については、引き続き、水草対策や外来動植物対策、水源林の保全等の「守る」ことと、琵琶湖漁業の振興や森林資源の循環利用等の「活かす」ことの好循環を創出し、琵琶湖と人とのより良い共生関係の形成につなげていく必要があります。

また、世界的にも課題となっている、2050年CO₂ネットゼロ社会の実現やサーキュラーエコノミーへの移行、新たな生物多様性枠組に係る取組を統合的に進めていくため、再生可能エネルギーの導入拡大や森林吸収源の確保等の地球温暖化対策、プラスチックごみや食品ロスをはじめとする廃棄物対策、生物多様性の保全・再生など様々な環境施策を分野横断的に進めていくことが求められます。

こうした複雑化・多様化する環境課題を「自分ごと」として捉え、持続可能な社会の実現に向けて主体的な行動を起こす人材育成のため、県民、事業者や地域団体、学校等の多様な主体による環境学習を推進することで、環境に配慮したライフスタイルやビジネススタイルへの更なる転換を図ります。

そして、琵琶湖を切り口とした2030年の持続可能社会への目標である「マザーレイクゴールズ(MLGs)」の一層の普及を図り、環境と経済・社会活動のつながりをより一層強化できるように取組を進め、県民のウェルビーイング（高い生活の質）の向上を図ります。

● 評価指標と評価区分

4つの柱	10の分野 【環境白書の章】	評価指標	観点			評価区分
			地域資源の 適切な活用	環境負荷の 削減	環境への 投資・貢献	
1 琵琶湖をとりまく 環境の保全再生と自 然の恵みの活用	琵琶湖の保全再生・活用 【第1章】	琵琶湖の水質（COD）		○		(北湖)C (南湖)C
		琵琶湖の水質（T-N）		○		(北湖)A (南湖)B
		琵琶湖の水質（T-P）		○		(北湖)A (南湖)C
		琵琶湖漁業の漁獲量※1	○			C
		琵琶湖の水草（南湖の繁茂面積）	○		○	B
		環境と調和した農業（環境こだわり米の作付面積割合）		○	○	A
	生物多様性の確保・森林 の多面的機能の発揮 【第2章】	侵略的外来水生植物の年度末生育面積			○	C
		しが生物多様性取組認証制度の認証事業者数 ※3			○	-
		除間伐を実施した森林の面積			○	C
		県産材の素材生産量	○			C
中山間地域等において多面的機能が維持されて いる農用地の面積		○		○	A	
2 気候変動への対応 ・環境負荷の低減	気候変動 【第3章】	県域からの温室効果ガス排出量※1※2		○		A
		再生可能エネルギー導入量※3	○	○		-
		CO ₂ 削減貢献量※3		○	○	-
	環境リスク 【第4章】	琵琶湖の環境基準（健康項目）達成率		○		(北湖)A (南湖)A
		河川の環境基準（健康項目）達成率		○		A
		大気汚染に係る環境基準達成率（一般環境大 気測定地点）		○		B
	循環型社会 【第5章】	一般廃棄物の1人1日当たりの排出量※1※4		○		A
		産業廃棄物の最終処分量※1※4		○		B
		食品ロスの問題を認知して削減に取り組む消 費者の割合※4	○	○		C
		「三方よしフードエコ推奨店」の累計登録店 舗数※4	○	○		A

● 評価指標と評価区分（続き）

4つの柱	10の分野 【環境白書の章】	評価指標	観点			評価区分
			地域資源の 適切な活用	環境負荷の 削減	環境への 投資・貢献	
3 持続可能な社会を支える学びと暮らしの定着	環境学習 【第6章】	環境保全行動実施率		○	○	A-
	環境とのつながり・ 関わり 【第7章】	「おいしがうれしが」キャンペーン参加店舗数	○			A
		オーガニック農業（水稻：有機JAS 認証相当）取組面積	○			A
		「やまの健康」に取り組むモデル地域数	○		○	A
		「やまの健康」を目指してモデル地域等が取り組むプロジェクト数	○		○	A
	環境インフラ等 【第8章】	下水道を利用できる県民の割合		○		B
		流域下水道幹線 管渠調査延長		○		A
		山地災害危険地区の内、崩壊土砂流出危険地区で危険度Aの地区における治山事業の着手率※3			○	-
	調査研究・技術開発 【第9章】	研究成果を踏まえた科学的根拠に基づく施策提言の数※5	○	○	○	A
		論文数（琵琶湖環境科学研究センター。共著含む。）※5	○	○	○	A
4 国際的な協調と協力	国際的な協調と協力 【第10章】	世界湖沼会議、世界水フォーラム等の国際会議での発信※6			○	A
		下水道の海外ビジネスマッチングに参加した企業数		○	○	B

注1）各指標の具体的な進捗状況は、巻末資料1に記載しています。

注2）各分野別計画等に記載されているものを評価指標としており、評価区分は指標ごとの進捗状況を示したものであり、指標によって性質が異なるため、他の指標と相対的な比較ができるものではありません。

○ 評価区分

達成状況 傾向	達成	未達成
	改善	A
横ばい	C	
悪化		A-

※1 令和5年度の実績が未集計のため、集計が完了した最新年度の実績を評価対象としています。

※2 滋賀県基本構想で定める年次目標（2020年1,122万t-CO₂）と比較して評価をしています。

※3 目標値を2030年度または2025年度としているため、令和5年度では評価をしていません。

※4 目標値を2025年としていますが、これまでの経年変化のペースで推移すると仮定した場合の目標値の達成見込みを踏まえた評価をしています。

※5 目標値は設定されていませんが、過去の実績と同水準以上のため、達成状況は「達成」としています。

※6 当初の予定通り実施した場合はA、それ以外はCとします。